

淀川水系流域委員会 第 16 回委員会 結果概要

03.2.19 庶務作成

開催日時：2003 年 1 月 17 日（金） 10：00～13：00

場 所：新・都ホテル 地階 陽明殿

参加者数：委員 19 名、河川管理者 20 名、委員傍聴者 2 名、一般傍聴者 280 名

1 決定事項

- ・資料 2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案 030117 版）」を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。
- ・今後、確定した提言内容に対して委員から反対・補充意見を提出頂き、運営会議での検討を経てとりまとめたものを、委員名を明記して公表する。

2 審議の概要

各部会からの状況報告：資料 1「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」
提言（案）に関する意見交換

- ・資料 2-1「提言（案）とりまとめの経緯と今後の進め方（予定）」と資料 2-2「淀川水系流域委員会提言（案）（修正案 030117 版）」について説明が行われた後、修正案 030117 版について意見交換が行われた。
- ・意見交換後（主な意見参照）「1 決定事項」に記したとおり、修正案 030117 版を提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。

主な意見については、「3 主な意見」を参照。

原案審議の進め方について

- ・資料 3「原案審議の進め方と体制について」をもとに、運営会議からの提案として、これまで部会専任だった委員も全て委員会委員とする / 地域別部会に加えテーマ別部会を設置する / 等について説明があった。

主な意見については、「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

- ・一般傍聴者 2 名から発言があった。

その他

- ・河川管理者から、資料 5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」について「の見方について説明と、次回委員会（拡大委員会、1/24）では、この資料について説明を行い、整備計画原案の内容と考え方を説明したい旨の報告があった。
- ・委員会終了後、記者説明会が開催された。

3 主な意見

提言(案)に関する意見交換

資料 2-1「提言(案)とりまとめの経緯と今後の進め方(予定)」と資料 2-2「淀川水系流域委員会提言(案)(修正案 030117 版)」について説明が行われた後、修正案 030117 版について意見交換が行われた。

説明要旨

- ・ 全体的に内容に関する変更点はほとんどない。
- ・ 「4-6 ダムのあり方」については、委員全員にアンケートを行った結果、最終的に「原則として建設しない」という表現を採用した。
- ・ 流域の特性等に多数の補充意見が寄せられ、ほぼ採用させていただいた。
- ・ 最後に外部の校正者に通読を依頼し、文言、表現等若干の修正を加えた。

意見交換

- ・ 「4-6 ダムのあり方」に、「住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」とあるが、社会的合意の判断基準と主体、委員会の関わり方について確認したい。
一義的には、判断主体は河川管理者であるが、その過程においては、提言の 4-7~4-9 に記しているように、住民や自治体などとの連携、協働が必要となる。
それでも問題がある場合は、4-9 (2)「3) 計画の継承・確認のための機関の設置」に記している通り、検討を行う。
- ・ 過去のある時点で社会的合意が得られている「計画・工事中のダム」についても、「新たに社会的合意を求める」となっているが、新たな社会的合意が過去の合意を覆すことは可能なのか。また、過去の合意が覆された場合に特定の地域や住民にもたらされる不利益や被害に、どう対応するかは記述されていない。

提言の内容に沿って、計画中・工事中のダムについても見直しを行っていけばよい。

(委員長)

過去の合意が覆された場合には、河川整備計画を超えた社会的配慮が必要だと考えており、そのような趣旨の少数意見を提出した。「4-6 ダムのあり方」に「過去に地域と合意がなされ、すでにダム計画が大きく進展している場合は、地域の二次的な崩壊を招かないための社会的配慮が必要である」との記述がほしい。社会的配慮については河川整備計画だけでは限界があり、河川だけでなく地域全体で振興策を考えていくべきものである。

この問題はダムに限らず、全ての計画に関係する。そのため、4-6 ではなく、全体に関係する形で 4-7~4-9 に記述することが妥当だと判断し、現案となっている。

反対意見でも修正意見でも無いが、このようなことはダムの場合に端的に現れるため、4-6 に一定の記述があった方が良いと思う。以下のような記述を加えてはどうか。「しかし、既に社会的合意が得られているにもかかわらず、結果的にその合意の一部、あるいはすべてが覆され、当該地域とその住民が多大な精神的苦痛や損失、被害を被ることが起こり得る。その場合は、事業主体を含む流域の関係機

関や住民は、当該地域が代替的手段によって持続的発展をとげられるように支援することを含め、応分の補償、あるいは必要な対応を行う責務を負うものとする」。不利益や被害への対応として補償など具体的な記述をしようとする、さらなる議論が必要となる。今回の提言は、河川管理者が整備計画原案を作成する上で必要な理念、原理・原則を明確にすることが最大の目標である。そのことを考えると多少言い足りない部分があったとしても、ぜひ手続きとして今日提言を確定した方が良いと思う。反対意見だけでなく補充的な意見も委員から提出頂き、提言に追加してはどうか。

社会的合意についてだが、過去の合意は、果たして本当に合意があったといえるのか。これまでの法律の枠で決めていくのであれば本当の合意は生まれてこない。

本当の合意があったかどうかはともかく、現実には事業が進められている以上、社会的な約束事が当時に交わされているはずである。提言の中で「新たな合意が必要」と書いた以上は、合意ができたかどうかを誰かが判断しなければならない。

流域委員会は、提言した以上できるだけその趣旨を説明していく義務を負うが、合意したかどうかを判断する決定権は持っていない。

流域委員会の提言は、他の地域の河川整備にも影響を与えるだろうし、そうならなくてはならない。過去に行われた合意は、これまでなかなか見直しの機会もなかった。やはり現状および将来を考慮した住民的合意が必要であると考え。住民が十分な情報を与えられた上で将来に向かって判断できるプロセスが作られるとよいと思う。ここでモデルを示しておきたい。

- ・ 「原則としてダムを建設しない」という言葉ばかりがマスコミ報道で目立ってしまうと、この委員会の性格について誤解を招く可能性がある。この提言には将来に向けた未広がり of 貴重なメッセージが埋め込まれているということを前面に出していきたい。
- ・ 4-6 の記述内容について了承頂けるか確認したい。「客観的に認める」「社会的合意」などについては、今後個々のケースについて審議するなかで議論を進めたい。委員個人としての反対意見、補充意見は今後提出頂くという前提で委員会としてこの提言案を承認する、ということで承諾願いたい。（委員長）
- ・ 本日の資料 2-2 を提言として国土交通省にお渡しする。国土交通省はこれに基づいて河川整備計画の原案を作成頂きたい。（委員長）

今後の体制と進め方に関する意見交換

資料 3「原案審議の進め方と体制について」をもとに庶務から説明があり、意見交換が行われた。

補足説明

- ・ 原案審議をするにあたり、これまでの反省をふまえて審議の体制を変えたい。部会専任委員を委員会委員としたうえで、これまでの地域別部会に加えてテーマ別の部会を創設する。（委員長）
- ・ これまでの体制では、部会委員と委員会委員で情報格差が生まれ、部会の議論と委員会の議論が十分に噛み合わないこともあった。たとえ人数が増えても全員が委員会委員に

なる方がよいと考えた。また、今後、原案審議について具体的な議論を行っていくにあたり、ワーキンググループではなく部会として公開の場でテーマや論点を中心に議論する必要もあると考えた。（淀川部会長）

意見交換

<体制・運営について>

- ・ 専門部会を多く作ると、縦割りになり、流域全体の視点が欠けてしまう恐れがある。また、住民参加など重複する部分も多いので、それを調整するため、各部会の部会長会議（連絡会議）を設けるのはどうか。

ご指摘のような会議のほか、委員会と地域別部会が調整機能を持つ場と考えている。（委員長）

- ・ 54人の委員全員で議論するのは、一人あたりの発言時間が短く効率的でないので運営を工夫する必要がある。また、出席できない委員にも議論の内容がわかるような工夫も必要である。

審議体制のあり方については、もう少し時間をかけて議論していきたい。運営会議で検討して提案したい。（委員長）

<住民・自治体等との関わりについて>

- ・ 河川整備計画策定時には、住民参加が重要な位置付けを果たすが、委員会の審議とはどんな関わりを持つのか。場合によっては今後の審議体制に影響するのでは。

委員会が、住民参加について積極的に関わっていくという姿勢は重要であるし、住民参加についての具体的な議論を委員会で行うべきである。

住民意見の聴取・反映については別途追加で提言を行う予定となっている。提言を完成させるためには、委員会や部会の中でさまざまな取り組みを行っていく必要がある。住民参加については、河川管理者と議論してどこまでのことができるか、どうすればできるか、まずは研究会的なものを作り、場合によっては自治体も含めて研究、話し合いをしていくべきである。

将来的に本気で実現していく意気込みを持つならば、単に机上で議論するのではなく、委員が現場に出る必要がある。委員会や研究者の言葉（あたま言葉）ではなく、現場の言葉（からだ言葉）で表現しなくてはならない。

委員が地域に入るのは結構なことである。実際に行動し、その結果を持ち寄ってよりよい反映方法等を考えていくべき。そのためには、サイレントマジョリティの方々と接し、彼らの真意を体で覚えてくるべきである。

河川管理者にできることには限界がある。NPOやNGO、自治体との協働で取り組むべきであり、その仕組みをこれから考えて提言していかななくてはならない。

- ・ 提言の中では、河川整備の策定過程や策定後に水利権者や自治体、他省庁との連携を唱えているが、これに対する委員会の役割はどう考えればよいか。

一義的には、河川管理者が提出する原案に意見を言うことがこの委員会の使命であるので、それ以上のことまでやるのは難しいのではないかと。（委員長）

河川整備計画を策定しても、住民参加の部分は実際に動いてみないと実現できるかと

うかはわからない。何をどこまでやるのか、協議会等で目的意識をもって具体策や実現プロセスを議論しなければならない。結論を出す時間を区切るのであれば、内容を決める部分と、決めないで協議会に託すなどプロセスを決める部分とを分ける必要がある。委員会で決めたことで将来をしばってしまうことにもなりかねない。

< 原案審議スケジュールについて >

- ・ 審議の期間については、国土交通省がいつ原案を出されるかに関係してくるが、一年以内にはなんとかしたい。（委員長）
- ・ 説明資料は既にうけとっているが、「原案」はいつ出てくるのか。それがはっきり示されないと審議の土台がはっきりしない。

次回 17 回委員会に「河川整備計画策定に向けての説明資料（第一稿）」の説明を行う予定となっている。この内容を説明することが原案の内容、考え方を説明することになる。これが実質的な原案審議の始まりだと理解いただきたい。今後の審議の中で、委員会の議論を踏まえて修正し、個々の事業について、どこまで詳細な内容を記載するかは、委員会との協議の中で決めていく。水需要の精査確認が明確になっていないため現時点で原案をお出しできないが、ポイントとなる箇所を詰めた上で、河川管理者としての原案を出したい。（河川管理者）

今日とりまとめた提言に照らし合わせると、「きちっとしたものを今、出せ」と言うことが、合っているのか疑問に思う。また、計画策定の段階で他省庁との協議を行う必要はあるが、その結果がはっきりするまで何も出せないというのでは困る。河川管理者から段階的に案が出てくる方が、提言の内容に合っているように思う。

- ・ 整備計画原案に記載されている個々の具体策は、どこまで詳細なものとなるのか。何をすることは書いていても、どうするかは書かれていない。そのところは、河川整備計画の段階ではないのか。

整備計画はあくまでもマスタープランみたいなもので、どう設計するのか等の詳細は、事業計画を策定してから決定されるものではないか。

「設計など詳細な情報がないと判断できない」ということなら、詳細資料を出す。「設計については任せるから河川管理者がやりなさい」ということであればその事業を行うことになる。個々の事業によって性格が異なるため、審議の中でやりとりしながらやっていきたい。（河川管理者）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名より発言があった。

- ・ 参考資料 1 「委員および一般からのご意見」の 2 ページに、川上ダムについて「ダム建設の 7 割の目的である治水の必要性がなくなったと青山町長も述べ」との意見があるが、町長に確認を取ったところ間違いである。また、流域委員会のダム建設を見直すとの提言に反対したい。川上ダム建設予定地である三重県青山町では、治水上、利水上もダム建設の必要性が認められ、議決を経て 35 年前から準備が進められており、このような諮問機関の意見ひとつで見直すとなると議会制民主主義の信頼を損なうことになる。

- ・ 以前開催されたシンポジウムで、ある委員から、農薬を使わず河川敷で農業をやればよいとの意見が出ていたが、そのような日曜農業ではまともな収穫を期待することはできない。また、今後の河川整備においては、環境面の指標だけでなく、人間の視点からみた満足度の指標についても考えていきたい。緑のダムについては、きちんと流出解析をしなければ結論は出せない。

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。